



歯科用咬合力計

口腔機能モニター Oramo2



保険点数ガイド

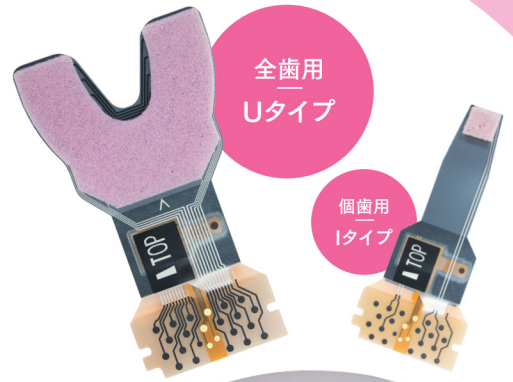
有床義歯咀嚼機能検査

咬合圧測定 **130点**

※ 咬合圧測定のみを実施した場合

口腔機能低下症

咬合圧測定 **130点**



全歯用
Uタイプ

個歯用
Iタイプ



口腔機能モニター
Oramo2

標準医院価格
240,000円

医療機器届出番号：
23B2X10022000007
一般的名称：歯科用咬合力計

有床義歯咀嚼機能検査 咬合圧

対象
患者

- ☑ 新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」に準じる場合
- ☑ 左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している場合
(第三大臼歯は歯数に含めない)

- ☑ 舌接触補助床又は顎補綴・口蓋補綴による装置を装着する場合
- ☑ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の(5)に準じる場合

新規有床義歯の装着日の属する月から起算して

6ヵ月以内月1回が限度

実施項目	新義歯装着前月				新義歯調整完了			
	新義歯装着				新義歯調整完了			
	例	装着前	装着中	最終調整後	1	2	3	4
1-イ) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を実施	560点	560点	140点	560点				
1-ロ) 咀嚼能力測定のみ実施	140点	140点	140点	140点				
2-イ) 下顎運動測定と咬合圧測定を実施 ※ 下顎の運動測定には別製品が必要	550点	550点	130点	550点				
2-ロ) 咬合圧測定のみ実施	130点	130点	130点	130点				

※ 上記の実施項目はいずれも施設基準の届出が必要

最終調整後の検査は、新義歯装着前と同じ検査を行う

SHOFU INC.

口腔機能低下症 検査項目

保険診療の
流れ

口腔機能
低下症の
検査・診断

管理計画の
立案

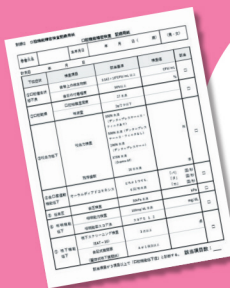
管理計画の
患者等への
説明・同意

口腔機能
管理

再評価

継続管理

- ☐ 6か月後に再評価(口腔機能精密検査)を行う ☐ 低下が2項目以下になっても継続管理可能
管理項目は3か月ごとに検査可能



下記7項目のうち
該当項目が3つ以上ある場合
口腔機能低下症であると
診断いたします。



口腔機能精密検査

1 口腔細菌定量検査2

口腔衛生状態不良
舌背上の微生物数、
舌苔の付着程度

届出 必要 **65点**

3月に1回限り算定可能

2 口腔乾燥

口腔粘膜湿潤度、
唾液量

3 咬合圧検査1

咬合力低下
咬合圧検査、
残存歯数

基準値 375N 未満
届出 必要 **130点**

3月に1回限り算定可能

4 舌口唇運動機能低下

オーラルディアドコキネシス

5 舌圧検査

低舌圧
舌圧検査

140点

3月に1回限り算定可能

6 咀嚼能力検査1

咀嚼機能低下
咀嚼能力検査、
咀嚼能率スコア法

140点

3月に1回限り算定可能

7 咀嚼機能低下

嚥下スクリーニング検査、
自記式質問票

口腔機能評価に関する検査

— 左記検査番号**①③⑤⑥** —

③「咬合圧検査1」
⑥「咀嚼能力検査1」は
どちらか一方のみ請求可能

対象

加齢等による口腔機能の低下が
疑われる患者

算定要件

問診、口腔内所見または他の検査所見から加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者に対し、口腔機能低下症の診断を目的として実施した場合に算定する。

例えば

③「咬合圧検査1」、⑤「舌圧検査」、
⑥「咀嚼能力検査1」を実施しても、
保険算定できる組み合わせは、

⑤「舌圧検査」+③「咬合圧検査1」
⑥「舌圧検査」+⑥「咀嚼能力検査1」

の2通り

上記「口腔機能精密検査」①～⑦のうち、**3項目以上該当**の場合 …… 歯科疾患管理料 **100点**

管理

口腔機能低下症と診断された方のうち、
下記に該当する場合は口腔機能管理料を算定できます。

- ☐ 50歳以上または全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者
☐ 口腔細菌定量検査2／咬合圧検査1／舌圧検査／咀嚼能力検査1の
少なくとも1つが低下

口腔機能管理料

60点

毎月算定可

歯科口腔リハビリ
テーション料3

50点

月2回算定可

歯科衛生実地指導料1

80点

歯科衛生実地指導料2 **100点**

口腔機能指導加算

12点

毎月算定可

口腔管理体制強化加算 届出:必要

毎月算定可

50点

口腔機能管理

口腔衛生状態不良

舌ブラシを用いた清掃指導



製品の
詳細は
こちら



口唇の筋力の低下

リップるるとれーなーを
用いた抵抗訓練



製品の
詳細は
こちら



咬合力・咀嚼機能の低下

- ☐ チューイングガムやグミゼリーなどを用いた咀嚼トレーニング
☐ 咀嚼回数増加等の咀嚼指導
☐ 歯ごたえのある食事の摂取等の食事指導
☐ 摂取食品多様性の増加の指導

個人の状態に合わせた個別的訓練や個別的指導例

デモの申込は
こちらから



口腔機能モニター
Oramo2に
関する製品の詳細は
こちらから



ご使用の際は電子添文等をよく読んでお使いください。

このカタログに記載の価格は2025年12月現在の標準医院価格(消費税抜き)です。

取扱い店

製造販売元



住友理工

〒485-8550 愛知県小牧市東三丁目1番地
TEL: (0568) 77-2975 FAX: (0568) 77-2976

販売元



世界の歯科医療に貢献する

株式会社 松風

● 本社: 〒605-0983 京都市東山区福福上高松町11 お客様サポート窓口(075) 778-5482 受付時間8:30~12:00 12:45~17:00(土日祝除く) www.shofu.co.jp
● 支社: 東京 (03) 3832-4366 ● 営業所: 札幌 (011) 232-1114/仙台 (022) 713-9301/名古屋 (052) 709-7688/京都 (075) 757-6968/大阪 (06) 6330-4182/福岡 (092) 472-7595